

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）健康検査のお知らせ

○平成21年度の対象者

区	分	申込書(※1)送付時期	受診券の送付時期	受診券の有効期限
平成20年4月1日に長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者になった方	医療機関等無受診者	なし	平成21年6月下旬	平成21年12月末日
平成20年4月1日～平成21年1月31日の間に長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者になった方	生活習慣病(※2)および入院のない方	なし	平成21年8月(または9月)	
平成21年2月1日以降に長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者になる方	平成21年2月1日～平成21年3月31日に加入	平成21年4月下旬	平成21年6月下旬	
	平成21年4月1日～平成21年5月31日に加入	平成21年6月中旬	平成21年7月中旬	
	平成21年6月1日～平成21年7月31日に加入	平成21年8月中旬	平成21年9月中旬	
	平成21年8月1日～平成21年9月30日に加入	平成21年10月中旬	平成21年11月中旬	

(※1) 申込書は、往復ハガキを徳島県後期高齢者医療広域連合から送付します。また、送付時期ごとに申込締切日を設定します。

(※2) 生活習慣病……糖尿病、高血圧性疾患、高脂血症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化

○健診項目

区	分	内	容
健康診査	基本項目	身体計測	身長、体重、腹囲、BMI
		血圧	収縮期血圧、拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
		肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP
		血糖検査	随時血糖、ヘモグロビンA1c
追加健診		尿検査	糖、蛋白
		腎機能検査 代謝系検査	血清クレアチニン 血清尿酸

※内容は国保の特定健診と同じです。※医師の判断に基づき実施する詳細項目(貧血、心電図、眼底)は行いません。実施した場合は受診者の自己負担となります。

○その他

- ・自己負担額は無料です。
- ・受診券の様式は、国保の特定健診の様式と同じです。(ピンク色)
- ・受診券は、徳島県後期高齢者医療広域連合から送付します。

お問い合わせは、徳島県後期高齢者医療広域連合事業課(徳島市川内町平石若松78番地 ☎088・677・3666)まで。

## 広報こくみんねんきん

### 「ねんきん定期便」がはじまりました!

平成21年4月から、社会保険庁は、国民年金および厚生年金に加入している方に、「ねんきん定期便」の送付をはじめました。これは、加入者それぞれに、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報や現役世代、特に若い世代の方に保険料負担と年金給付の関係を実感していただくことを目的として、毎年の誕生日に送付するものです。

#### 定期便の通知内容

①年金加入期間(加入月数、納付済月数等)、②保険料の納付額(加入者負担分累計)、③年金加入履歴(加入制度、事業所名、加入者資格取得・喪失年月日)等となっております。

#### 送付用封筒

年金記録にもれや誤りがある可能性のある方にはオレンジ色の封筒で、それ以外の方には水色の封筒でお送りしますが、どちらの封筒を受け取った場合でも必ず内容をご確認ください。

#### 定期便に同封されるもの

(1)「ねんきん特別便」に未回答の方には、回答をお願いする文書を同封しています。特に、ご本人のものである可能性の高い加入記録がある方には、加入期間の取得または喪失の年月日等の「お知らせ」を同封しています。

(2)19年度に送付された「ねんきん特別便」に「訂正なし」と回答された方のうち、ご本人のものである可能性の高い加入記録がある方には、加入期間の取得または喪失の年月日等の「お知らせ」を同封しています。

#### 年金加入記録回答票

「ねんきん定期便」には加入記録を確実なものにするための「年金加入記録回答票」が同封されています。この回答票には、①年金加入記録について、もれや誤りの有無にかかわらず、必ず回答していただく青色の回答票②年

金加入記録について、もれや誤りがあったときのみ回答していただく白色の回答票が用意されています。

#### 分からないことや疑問点がある場合

「ねんきん定期便」について、回答前には分からないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便専用ダイヤル「0570・058・555」にご相談ください。

#### (受付時間)

・月～金曜日 午前9時から午後8時まで  
・第2土曜日 午前9時から午後5時まで

※一部のIP電話およびPHSからのダイヤル先は「03・6700・1144」

\* 祝日および12月29日、1月3日はご利用いただけません。

また、お近くの社会保険事務所または年金相談センターでも相談を受け付けています。